

平成18年度 意見具申関係の対応

H19.8.31 現在

No.	項目	H18の状況 (H19.2.9 開催地域審議会において報告済)	以後の経過
1	学び・交流プラザ整備事業の計画策定の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 「市民参画条例」の手法で検討し19年度中に方向性を出したい。 生涯学習課で基本計画を練り、どういう機能を持たせるかは「策定委員会」で協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 学び交流プラザ整備に向け教育委員会内部に検討会議を設置（第1回目を9月初旬に開催予定）。 【教委として整備方針について意思統一を図り、整備に向け方向性を決定。】 20年度中に市としての方針を決定（生涯学習課）
2	福川駅前周辺整備計画の早期着手について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、県道下松新南陽線の拡幅計画及び駅前広場整備を具体化する中で検討。 2月末で駐輪場の整備完了予定。 送迎用の駐車場については駐輪場を移設後にオーバーレイを施工。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場は19年2月末に整備済（舗装・区画線等） 3月1日から供用開始、最初の1週間は市職員が駐車指導、その後は地元ボランティアによる自主的管理。
3	学校図書館司書の計画的配置について	<ul style="list-style-type: none"> 18年度は小学校16校、中学校6校に司書教諭を発令（発令がない11学級以下の学校においても司書教諭の資格保有教員が14校に在籍）。 司書教諭を補助する臨時職員を、複式学級の小規模校を除く全ての小中学校に巡回方式により配置（H17年度には小学校6クラス以上、中学校3クラス以上の学校に週1回図書館補助員を配置。H18年度は週2回に拡大、図書館補助員20人による巡回方式） 学校図書館への選任の司書の職員配置や、市図書館と各学校図書館とのネットワークの構築については現状では困難。 	左記のとおり
4	郷土の偉人・傑人の伝承および文化財の保全、保護について	<ul style="list-style-type: none"> 「市文化財等保全指定制度」を創設し、標識等を設置していくことは文化遺産が多岐にわたることから困難。 文化的遺産や歴史的人物を広く紹介する講座の開催等については、今後、検討のうえ取り組みたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の偉人・傑人を紹介のため、本年5月から広報1日号に「ぶち自慢人」コーナーを創設。 (5月…岩崎民平、6月…赤松安子、7月…温品孫四郎、8月…寺島忠三郎、9月…岩崎伴蔵重次) ふるさと歴史講座の開設（第1回…19年2月、第2回…9月に5回程度） 「観光ボランティアの会」19年4月発足
5	和田地区における医療体制の継続について	<ul style="list-style-type: none"> 現在、民間バスが運行されていることから、福祉バス等の運行は困難。 AEDの設置については利用者の多い施設から設置。 	<ul style="list-style-type: none"> AEDについては7月26日に和田支所設置完了。 血圧計については保健センターから移譲。

6	花いっぱい運動の新たな展開について	<ul style="list-style-type: none"> ・市の花であるサルビアを含め 4 種類の花苗を配布し、地域の花壇作成に援助していく。 ・花壇コンクールの開催や公民館での花づくり講習会も継続し、「花と緑に囲まれた住みよい町」となるよう事業を推進する。 	左記のとおり
7	遊休市有地等の有効活用と処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地について精査を行い、利活用の望めない普通財産については売り払いを促進。 ・計画的な公有地の買戻しを進め、土地開発公社の健全化に努めるため、本年 3 月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定。 	左記のとおり
8	市民生活の安心安全対策について	<p>(1)県では、今後 10 年間を目途に土砂災害防止法に基づく基礎調査を全県で推進し、土砂災害のおそれのある土地を土砂災害警戒区域等に指定し公表。 市は、土砂災害警戒区域に指定されると危険の周知、警戒避難体制の整備を行なう。</p> <p>(2)継続中の県事業夜市川河川改修に併せ、富田川の右岸側護岸の改修についても継続して要望。</p> <p>(3)土砂の堆積により流下の阻害となり治水上支障となる場合は、掘削等必要な対策を実施。</p> <p>(4)市民活動の支援については「地域のおじさん、おばさん運動」等の活動経費の助成。 安全対策については、PTAや地域の協力を得て安全マップを作成。 集落間の防犯等設置については、自治会に対する防犯灯設置費補助事業の拡大により 19 年度から対応(新設 1 灯につき 5 万円以内を助成)</p> <p>(5)身障トイレの改造や、二つのトイレを一体的に改造するなどの改造方法や設置場所等を含め研究。 高齢者が利用しやすい様式トイレへの改修についても必要に応じ今後も推進。</p>	(5)平成 19 年 3 月バリアフリー推進の基本方針となる周南市移動等バリアフリー基本構想を策定。
9	都市計画道路の計画的整備について	(1)都市計画道路中開作線や公共下水道事業中開作雨水幹線の整備等、地域全体の整備については長期・中期・短期の視点に立った整備手法が	左記のとおり

	<p>(1)都市計画道路中開 作線</p> <p>(2) " 中溝線</p> <p>(3) " 川崎平野線</p>	<p>必要であり、今後も地域の方々と協議しながら改善に努める。</p> <p>(2)都市計画道路中溝線の整備事業については、富田西部第一土地区画整理事業の中で一部区間の整備が進められており、大神線街路整備工事との関連区間でも 19 年度に一部が完了の見通し。 今後とも、緊急性・重要性等を勘案しつつ、富田西部第一土地区画整理事業の進捗を踏まえ検討していく。</p> <p>(3)都市計画道路川崎平野線の整備事業については、第 1 期として平成 16 年度に 310mを完了したが、延長の長い幹線道路であり今後とも地元の皆様方のご理解とご協力を頂き、補助事業等のメニューを検討しながら対応したい。</p>	
--	---	---	--